

鳥取縣公報

條 例

◇鳥取縣條例第二十四号

昭和二十五年三月鳥取縣條例第十四号鳥取縣稅納期限変更條例の一部を次のように改正する。

昭和二十五年六月三十日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣稅納期限変更條例中改正條例

鳥取縣稅納期限変更條例中「六月二十日から同三十日」

を「八月二十日から同月三十一日」に改める。

附 則

この條例は公布の日から施行する。

規 則

◇鳥取縣規則第四十三号

昭和二十五年六月三十日 金 曜 日
第 二 千 百 二 十 一 号

恩給法等の一部を改正する法律（昭和二十五年法律第八十四号）附則第二項及び第六項の規定により改定すべき恩給であつて鳥取縣知事が裁定するものの改定及び請求手続を次のように定める。

昭和二十五年六月三十日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

恩給法等の一部を改正する法律附則の規定により改定すべき恩給の改定及び請求手続

第一條 恩給法等の一部を改正する法律（昭和二十五年法律第八十四号。以下改正法律という。）附則第二項及び第六項の規定により改定すべき普通恩給、増加恩給又は扶助料（以下改定すべき恩給又は扶助料という。）であつて鳥取縣知事が裁定するものの改定及び請求手続については、この規則の定めるところによる。

本書ノ大キサハ國定規格A五判

第二條 改定すべき恩給又は扶助料であつて昭和二十五年七月一日前の日附のある証書によつて支給するものについては、権利者の請求を待たず、これを改定してその改定年額を表示した新証書を発行する。

2 前項の新証書を発行するまでは、改定年額を表示した支給額票(別記第一号様式)をはりつけた従前の恩給証書によつて改定年額を支給する。

第三條 前條第二項の支給額票は、権利者の請求を待たず、に調製して、権利者に交付する。

第四條 第二條第一項の新証書の交付を受けようとする権利者は、新証書交付請求書(別記第二号様式)に支給額票をはりつけた従前の恩給証書を添付し、普通恩給の受給者にあつては、昭和二十五年十月渡の支給を受けた後、その他の恩給の受給者にあつては、昭和二十六年一月渡の支給を受けた後、これを鳥取縣知事に差し出すことを要する。

第五條 改定すべき恩給又は扶助料であつて昭和二十五年七月一日以後裁定するものについては、改定年額及

び従前の年額を表示した証書を発行する。

第六條 支給額票を亡失し、又はき損したときは、鳥取縣知事に対し、その再交付を請求することができる。

第七條 改定すべき恩給又は扶助料の証書であつて昭和二十五年七月一日前の日附のあるもの及びこれにはりつけた支給額票は、昭和二十七年六月三十日限りその効力を失う。

第八條 前六條の場合において、これらの規定に別段の定めのない事項については、恩給給与規則(大正十二年勅令第三百六十九号)を準用する。

附 則

この規則は、昭和二十五年七月一日から施行する。

昭和二十五年一月一日以降普通恩給年額改定支給額票

(別記)
第一号様式
(イ)

現証書記号番号	第 号
改定証書記号番号	第 号
改 定 年 額	円
昭和 年 月 から 昭和 年 月 まで	支給年額 円
昭和 年 月 から 昭和 年 月 まで	支給年額 円
昭和 年 月 から 昭和 年 月 まで	支給年額 円
氏 名	
生 年 月	年 月生

(鳥取縣)

昭和二十五年一月一日以降普通恩給増加恩給年額改定支給額票

(ロ)

現証書記号番号	第 号
改定証書記号番号	第 号
改 定 年 額	増加恩給年額 円
	普通恩給年額 円
	計 円
(増加恩給には家族の加給年額 円を含む)	
給 与 の 終 期	昭和 年 月
障害補償による停止	停止年額 円
	停止の終期 昭和 年 月
氏 名	
生 年 月	年 月生

(鳥取縣)

昭和二十五年一月一日以降
普通扶助料年額改定支給額票

現証書記号番号	第 号
改定証書記号番号	第 号
改定年額	円
続柄	
氏名	
生年月	年 月生

(鳥取縣)

昭和二十五年一月一日以降
公務扶助料年額改定支給額票

現証書記号番号	
改定証書記号番号	
改定年額	円 (遺族 人の加給年額 を含む)
遺族補償による停止	停止年額 円
	停止の終期 昭和 年 月
続柄	
氏名	
生年月	年 月生

(鳥取縣)

第二号様式

改定証書交付請求書

支給額票をはりつけた証書を送付するから、昭和二十五年の改定証書を送付するから、昭和二十五年の改定証書を交付された。

昭和 年 月 日

現住所

権利者 氏

名 ④

鳥取縣知事 殿

告 示

鳥取縣告示第三百十三号

助産婦名簿に次の者を登録した。

昭和二十五年六月三十日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

本籍地 氣高郡浜村町大字勝見九六番地

現住所 鳥取市本町一丁目一八番地鳥取縣立中央病院寄

宿舍内

昭和二十五年六月二十日第一、五〇二号

山下 愛 女

大正十三年九月十八日生

本籍地 東伯郡小鹿村大字吉田三二八番地

現住所 同本籍地

昭和二十五年六月二十日第一、五〇三号

山口 紀 美 枝

昭和五年一月二十六日生

鳥取縣告示第三百十四号

助産婦名簿登録事項中次のように訂正した。

昭和二十五年六月三十日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

前本籍及び前住所 東伯郡山守村大字堀三、二九四番

地

現本籍及び現住所 地同大字今西一七三番地

00661

昭和二十五年二月二十七日婚姻により前姓「大本」を「石賀」に並びに本籍地変更により昭和二十五年六月一日名簿訂正方願い出たので同年同月二十日名簿訂正

石 賀 美 佐 子

大正十三年六月三十日生

前住所 氣高郡大正村大字古海八五番地

現住所 同六四番地

昭和二十五年六月十日住所変更により同年同月十二日名簿訂正方願い出たので同年同月二十日名簿訂正

松 尾 勢 津

明治三十九年八月二十五日生

◇鳥取縣告示第三百十五号

助産婦名簿から次の者を取消した。

昭和二十五年六月三十日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

本籍地 西伯郡庄内村大字茶畑三七番地ノ一
住所地 同大字押平一九〇番地

昭和二十五年四月一日鳥根縣へ轉出により同年五月三十日名簿取消方願い出たので六月二十日取消

松 田 茂 子

大正十三年八月一日生

◇鳥取縣告示第三百十六号

市街地建築物法施行令第二十九條ノ二の規定により次のように假設建築物の建築を許可した。

昭和二十五年六月三十日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一 建築主の住所氏名 鳥取市元大工町四五番地

橋 本 徳 藏

一 建築物の位置 鳥取市元大工町一五番地

一 同 用途 住宅

一 同 構造 木造 瓦葺 二階建 一棟

一 同 規模 建築面積 七一、〇三平方米

00662

一 許可條件

一、この建築物の存続期間は都市計画事業実施迄とする
こと

一、前号の事業実施の場合は事業者の指定する期間内に無償にてこの建築物を除却すること

一、知事が必要ありと認めるときはこの許可條件の條項を増減若しくは変更することがある

一、この建築物の譲り渡しを受けたる者も前各号に定めたる事項を守る義務を負うこと

突出する部分 一九、五八同

◇鳥取縣告示第三百十七号

昭和二十二年閣令 内務省令第一号第八條の規定により日野郡江尾町議會議員の候補者につき覺書に掲げる條項に該当する者でない旨の確認を求むべき期日を次のように指定する。

昭和二十五年六月三十日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

記

昭和二十五年七月一日から

同 年同月五日まで

選舉管理委員會告示

◇鳥取縣選舉管理委員會告示第三十七号

政治資金規正法第十三條第一号により提出のあつた選挙に關しなされた寄附及びその他の收入並びに支出の報告書(參議院議員選挙に關するもので昭和二十五年五月二十八日迄の第一回分)の要旨は左の通りである。

昭和二十五年六月三十日

鳥取縣選舉管理委員會委員長 上 根 政 幸

00667

(二) 支 出

- 政党、協会その他の団体名
- 1、自由党鳥取縣支部
 - 2、自由党鳥取縣支部西部々会

支出の総額	件数	支出の目的
三、三七〇、〇〇	二	タクシー代
一、五〇〇、〇〇	一	事務所借費用
一、六三七、〇〇	一	電話使用料
四、五〇〇、〇〇	一	旅・費
一、八五〇、〇〇	一	消耗品費
一、〇〇〇、〇〇	一	雑費
一〇、〇〇〇、〇〇	一	選挙立候補のため板野勝次に交付
四五、〇〇〇、〇〇	一	同 福本和夫に交付
三、一〇〇、〇〇	一	選挙対策委員旅費

◇鳥取縣選挙管理委員会告示第三十八号

政治資金規正法第十七條及びこれを準用する第十八條の規定により提出のあつた協会その他の団体の收支に関する報告書(政治資金規正法第三條第二項の規定による目的を有しなくなつた日現在のもの)の要旨は左のとおりである。

昭和二十五年六月三十日

鳥取縣選挙管理委員会委員長 上 根 政 幸

00663

協会その他の団体の收支に関する報告書要旨

一、種 類 政治資金規正法第十七條及びこれを準用する第十八條の規定による報告書

二、期 間 自昭和二十五年四月三十日 至 同年六月十八日

三、報告書の要旨

協会その他の団体名	寄附収入及び 寄附の総額		一件千円 以上の寄附		一件五百 円以上の 寄附		支出総額	一件千円 以上の支 出		一件五百 円以上の 支出	報告書受理 年月日
	数件	総額	数件	総額	数件	総額		数件	総額		
因幡地区自由労働組合		円		円		円					昭和二五、 六、八
倉吉高等農業学校同窓会		円		円		円					同
東伯支部選挙対策委員会		円		円		円					同
国鉄労働組合米子支部		円		円		円					同
社会革新党		円		円		円					同
鳥取縣連結成準備会		円		円		円					同
中部農業共同組合選挙 対策委員会		円		円		円					同
鳥取縣建設業協会		円		円		円					同
鳥取縣西部労働組合協 議会選挙対策委員会		円		円		円					同
鳥取縣職員労働組合選 挙対策委員会		円		円		円					同
鳥取縣(小中高)教職員 組合選挙対策委員会		円		円		円					同

